

第1編 総 則

第1章 計画の目的と編成

第1節 地域防災計画の概要

- 本県の地形は、周囲を3,000m級の峰々に囲まれ急峻な箇所が多く、地震、暴風、豪雨、地滑りなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。
- また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。
- 災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、地方公共団体、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。
- これらを踏まえ、「山梨県地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、本県の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、山梨県防災会議が策定する計画である。
- この防災計画の構成は、5編からなる。

- 第1編 総 則
- 第2編 一般災害編
- 第3編 地 震 編
- 第4編 火 山 編
- 第5編 資 料 編

第2章 防災計画の性格

- この防災計画は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル(実践的応急活動要領)等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。
- この防災計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、「富士山火山広域防災対策基本方針」、関係省庁の「防災業務計画」及び被害想定調査等を踏まえ、さらに阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度7を視野にいたした見直しを行うものであり、今後必要に応じ修正を加え内容の充実を期すものとする。
- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、国土強靱化地域計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されている。県では平成27年12月に国土強靱化地域計画である「山梨県強靱化計画」を策定した。このため、山梨県強靱化計画の基本目標である、「人命の保護が最大限図られること」「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。
- 指定地方行政機関、指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局はこれら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。
 - ・ 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
 - ・ 防災対策、マニュアルの定期的な点検
 - ・ 他計画(開発計画等)に対する防災の観点からのチェック
- この防災計画が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員のみならず、県民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、指定公共機関及び地方公共団体は、県民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本理念及び施策の概要

- 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が県県土、並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。
災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。
- いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人々の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。
- 災害対策の実施に当たっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策を取る必要がある。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から県民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本県の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。
- 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。
なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。
- 災害に対する備えとして、県、市町村、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

- 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下のとおりである。

1 災害予防

- ・ 災害に強い県土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強い県土の形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- ・ 災害時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練や研修、及び協定の締結等を行う。
- ・ 県民の防災活動を促進するため、県民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- ・ 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行なう。
- ・ 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

2 災害応急対策

- ・ 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、県民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- ・ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- ・ 被災による市町村の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は被災情報の収集に意を用いる。
- ・ 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他関係機関等との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- ・ 県は必要に応じ、市町村内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。
- ・ 県は必要に応じ、被災都道府県の被災地域内における保健衛生活動及びその活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努める。
- ・ 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- ・ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- ・ 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- ・ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するた

め、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。

- ・ 被災者について避難先から安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- ・ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- ・ 被災者の健康状態の把握、並びに必要なに応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- ・ 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- ・ 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- ・ 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- ・ 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- ・ ボランティア、義援物資・義援金、県外からの支援等の適切な受け入れを行う。

3 災害復旧・復興

- ・ 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- ・ 被災施設の迅速な復旧を行う。
- ・ 二次災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりを行う。
- ・ 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- ・ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- ・ 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

4 国、県、市町村等との連携

大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、都道府県、市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2編 一般災害編

第1章 地域防災計画・一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の役割

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次の責任を有する基礎的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

〈注〉

指定行政機関： 国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関： 指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関： 東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方公共機関： 土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 災害予防

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 防災に関する施設の整備、点検
- (7) 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- (8) 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 警報の発令及び伝達、避難の指示並びに、市町村が避難指示を行う際において必要な助言の実施
- (3) 消防、水防その他の応急措置
- (4) 被災者の救出、救助その他の保護
- (5) 被災者等からの相談窓口の設置
- (6) 応急教育の実施
- (7) 被災施設及び設備の応急復旧
- (8) 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- (9) 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- (10) 緊急輸送の確保
- (11) 広域避難及び広域一時滞在に関する協定の締結
- (12) 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

3 災害復旧

- (1) 被災した施設等の原形復旧
- (2) 災害の再発防止
- (3) 前各号のほか、将来の災害に備える措置

第2 市町村

市町村は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制などを整備する。

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携
- (3) 管区内防災関係機関との調整
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (5) 警察通信の確保及び統制

2 関東財務局(甲府財務事務所)

(1) 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合(公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業)

(2) 融資関係

- ア 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
- イ 地方公共団体に対する短期資金の貸付

(3) 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置

- ア 預貯金等の払戻し等の特例措置
- イ 手形交換の特別措置
- ウ 休日営業の特例措置
- エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
- オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- カ 保険料支払いの迅速化措置

(4) 国有財産関係

- ア 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- イ 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- ウ 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の情報収集及び伝達に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること

4 関東農政局(山梨県拠点)

(1) 災害予防

- ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
- イ 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備

(2) 災害応急対策

- ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
- イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
- ウ 災害時における生鮮食料品等の供給
- エ 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
- オ 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
- カ 応急用食料の調達・供給対策

(3) 災害復旧

- ア 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
- イ 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

5 関東森林管理局(山梨森林管理事務所)

- (1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)の維持・造成
- (2) 民有林直轄治山事業の実施
- (3) 災害復旧用材(国有林材)の供給

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- (3) 被災中小企業の振興

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策

8 関東運輸局(山梨運輸支局)

- (1) 災害時における輸送実態調査
- (2) 災害時における自動車運送事業者に対する輸送の連絡調整
- (3) 災害時における自動車の応援手配
- (4) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
- (5) 災害時における関係機関との連絡調整

9 東京航空局(東京空港事務所)

- (1) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等の必要な措置
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助の調整
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

10 東京管区気象台(甲府地方気象台)

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う
- (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

11 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- (2) 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

12 山梨労働局

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止
- (3) 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- (4) 災害復旧工事における安全の確保

13 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所)

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

- (1) 防災対策の基本方針等の策定
- (2) 災害予防
 - ア 災害対策の推進
 - イ 危機管理体制の整備
 - ウ 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - エ 防災教育等の実施
 - オ 防災訓練
 - カ 再発防止対策の実施
- (3) 災害応急対策
 - ア 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - イ 活動体制の確立
 - ウ 政府本部への対応等
 - エ 災害発生直後の施設の緊急点検
 - オ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - カ 災害発生時における応急工事等の実施
 - キ 災害発生時における交通の確保等
 - ク 緊急輸送
 - ケ 代替輸送
 - コ 二次災害の防止対策
 - サ ライフライン施設の応急復旧
 - シ 地方自治体等への支援
 - ス 被災者・被災事業者に対する措置
 - セ 災害発生時における広報
 - ソ 自発的支援への対応
 - タ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (4) 災害復旧・復興
 - ア 災害復旧・復興の基本方針
 - イ 災害復興の実施
 - ウ 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - エ 都市の復興
 - オ 借地借家制度等の特例の適用
 - カ 被災者の居住の安定確保に対する支援
 - キ 被災事業者等に対する支援措置
 - ク 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

14 第三管区海上保安本部

- (1) 災害予防
 - ア 防災訓練への参画
 - イ 調査研究
- (2) 災害応急対策
 - ア 警報等の伝達
 - イ 情報の収集
 - ウ 活動体制の確立
 - エ 傷病者、医師等及び援助物資の緊急輸送
 - オ 物資の無償貸与又は譲与
 - カ 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (3) 災害復旧・復興対策に係る協力

15 関東地方環境事務所

- (1) 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

16 南関東防衛局

- (1) 所管財産使用に関する連絡調整
- (2) 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

17 国土地理院関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- (3) 地殻変動の監視

第4 自衛隊(東部方面特科連隊)

1 平素における準備

- (1) 防災関係資料の整備
- (2) 関係機関との連絡・調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する教育訓練
- (5) その他
 - ア 防災関係資機材の点検・整備
 - イ 隊員の非常参集態勢の整備

2 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣初動の準備
- (2) 災害等情報の収集
- (3) 通信の確保
- (4) 要請等の確認及び派遣要領の決定

3 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

4 撤収及び撤収後の措置

第5 指定公共機関

1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府統括センター)、東海旅客鉄道株式会社(静岡支社)

- (1) 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- (2) 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制(安全輸送の確保)
- (3) 災害警備発令基準に基づく警戒
- (4) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- (5) 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- (6) 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送

- (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

2 東日本電信電話株式会社(山梨支店)、株式会社NTTドコモ(山梨支店)

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- (2) 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

3 日本赤十字社(山梨県支部)

- (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- (2) 応援救護班の体制確立とその整備
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (4) 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
- (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- (7) 義援金の募集及び配分

4 日本放送協会(甲府放送局)

- (1) 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- (2) 災害対策基本法に定める対策措置

5 中日本高速道路株式会社(八王子支社)

- (1) 管轄する高速道路等の耐震整備
- (2) 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- (3) 高速道路の早期災害復旧

6 日本通運株式会社(山梨支店)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送
- (3) 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

7 東京電力パワーグリッド株式会社(山梨総支社)

- (1) 電力供給施設の災害予防措置
- (2) 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
- (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

8 日本銀行(甲府支店)

- (1) 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請
- (2) 金融機関の支払現金準備に関する措置
- (3) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
- (4) 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営

9 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）

- (1) 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第6 指定地方公共機関

1 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）

- (1) 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
- (2) 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
- (3) 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力

2 輸送機関（山梨交通株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社、富士急バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会）

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送
- (3) 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

3 ガス供給機関（東京ガス山梨株式会社、吉田ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）

- (1) ガス供給施設の耐震整備
- (2) 被災地に対するガス供給の確保
- (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧

4 医師会（山梨県医師会、各地区医師会）

- (1) 被災者に対する救護活動の実施
- (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

5 山梨県道路公社

- (1) 有料道路の耐震整備
- (2) 災害時の有料道路における輸送路の確保
- (3) 有料道路の早期災害復旧

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体

- (1) 市町村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- (3) 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
- (4) 農林業生産資材等の確保、斡旋

2 商工会議所、商工会等商工業関係団体

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

3 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災者の収容及び助産

4 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

5 学校施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施

6 公共施設等の施設管理者

- (1) 避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急対策

7 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

- (1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
- (2) 民間賃貸住宅の情報の提供
- (3) 民間賃貸住宅の円滑な提供

第8 その他の公共的団体

1 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会）

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

2 山梨県ボランティア協会

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

第2節 山梨県の概況

1 県土の自然的条件

(1) 位置及び面積

東西 東経138° 10'49"（南アルプス市） ～ 139° 08' 04"（上野原市） 86.7km

南北 北緯 35° 10'06"（南部町） ～ 35° 58' 18"（北杜市） 89.2km

（国土地理院「都道府県及び市区町村の東西南北端点の経度緯度（令和4年1月13日時点）」）

面積 4,465.27平方km (全国総面積の1.2% 全国第32位)
(国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調(令和4年4月1日時点)」)

(2) 地 形

県のほぼ中央部には、甲府盆地が位置し、海拔は平均285mである。

甲府盆地を除くと平地はきわめて少なく、県土の約8割が山地であり、盆地の周囲は次のような山地に囲まれている。

| | | | |
|----|------------|----|------------------|
| 東部 | 関東山地(大菩薩峠) | 西部 | 南アルプス(北岳、甲斐駒ヶ岳等) |
| 南部 | 御坂山地、富士山 | 北部 | 八ヶ岳、奥秩父連峰 |

周囲の山岳に源を発する諸河川は急勾配で、主要河川に到達するまでの距離は短く、出水期には山地に豪雨が集中するため、下流域に大きな被害をもたらしている。

| | | | |
|------|-----------------|---------|------------|
| 1級河川 | 3水系 | 601河川 | |
| | 富士川水系(笛吹川、釜無川等) | 駿河湾に注ぐ) | |
| | 多摩川水系(丹波川、小菅川等) | 東京湾に注ぐ) | |
| | 相模川水系(桂川、道志川等) | 相模湾に注ぐ) | |
| 2級河川 | 9河川 | 総延長 | 2,095.6 km |

本県の主要湖沼は、富士五湖と四尾連湖で、富士五湖は富士山の噴火ででき、富士山及び周辺山地の降水により涵養されている。四尾連湖は、洪積世中期に生じた火口に降水が自然滞水してできた湖である。

(3) 地 質

本県の地質は、基盤をつくる古第三紀四万十層群とこれを不整合に覆う新第三紀御坂層群・富士川層群及び第四紀曾根層群等より構成される。

四万十層群は、赤石山地・秩父山地等の山梨県周辺をつくる山地に露出する。

四万十層群の堆積物は変成作用を蒙り、千枚岩・粘板岩よりなるため剥離性がよく風化崩壊のため急峻なV字谷をつくり、山地崩壊がおこりやすい。また新第三紀の御坂層群・富士山層群と四万十層群とは断層で接し、西側では、早川に沿って南北に連続する糸魚川・静岡構造線により、北側では桂川に沿う藤の木・愛川構造線によって境界されている。これらの活断層系の存在により崩壊が促進される。

御坂層群・富士川層群は海底火山堆積物であるため、ベントナイト化も激しく、含水膨脹性も高く、その結果地すべり山くずれが発生しやすく、御坂山地・巨摩山地・天子山地では、地すべり、山くずれが多い。また、御坂層群、富士川層群は、今から2,400万年前に始まったグリーンタフ変動帯に属するため、現在も地殻変動が継続し、富士山等の火山活動をはじめ、地震の発生をもたらす断裂系の発達が著しい。

第四紀層は、甲府盆地周辺及び富士川下流域・桂川沿岸に露出するが、半～未固結であるために崩壊をおこすことが多い。また、地震動により液状化を起こしやすい。

(4) 気 象

本県の気候は、気温の日変化が大きく、甲府盆地などでは夏の暑さと冬の冷え込みがともに厳しい、降水量は盆地で少なく山地などで多い、風が弱い、空気が乾燥するなど、内陸気候の特性を示す。

気温は盆地や富士川流域南部で高く、富士五湖地方や八ヶ岳山麓などの高冷地といわれる地域で低い。降水量は盆地から八ヶ岳山麓にかけて少なく、年間1,000mmから1,200mmであるが、富士五湖地方や富士川流域南部などは多雨地域で、盆地の2倍以上にあたる2,400mmに達するところがある。風は県内全般に弱い、寒候期に冬型の気圧配置となると、盆地や八ヶ岳山麓では強い北西の季節風が吹く。盆地を中心に日照時間が多く、全国的にみても多照地域となっており、また、冬から春にかけて空気が乾燥する。

気象災害は、台風によるものが最も多く、次いでひょう害、凍霜害、低気圧と前線によるものの順になっている。近年では大雪のために交通障害などがおこっている。

2 本県の社会的条件

(1) 人口及び産業

本県の人口・世帯数は、83万4,930人、33万976世帯(平成27年国勢調査)となっている。

人口は減少傾向にあるが、世帯数については増加傾向にあり、中でも単独世帯の増加が顕著である。また、1世帯当たりの人口は、昭和30年には5.19人であったが、平成27年には2.52人となっている。

年齢階級別人口については、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加傾向にある。老年人口の割合は平成27年には28.4%に達しており、全国平均の26.6%を上回っている。

また、産業別に就業者を見ると、農業等第1次産業就業者の急激な減少に伴い、第2次、第3次就業者数比率が増加しつづけ、平成27年には、全体の92.7%が第2次、第3次産業就業者となっている。

(2) 土地

本県の県土面積は、4,465.27km²となっており、その約78%が森林で占められている。人口の増加、都市化の進展、産業経済の活発化に伴い農用地が減少し、住宅地、工業用地などの宅地が増加し続けている。

(3) 交通網の変化

昭和50年に253,675台であった県内の自動車台数は、平成30年度末には757,546台と世帯あたり約2.3台になり年々増加している。それとともに県内の道路網も、中央自動車道路の全線開通をはじめ精進湖線、バイパスの開通等着実に整備されてきた。

今後も、中部横断自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路、リニア中央新幹線等の開通で県内の交通状況も大きく変化していくと思われる。

3 本県の災害の歴史

「郷土史年表」等による本県の主要な災害(地震災害は除く)は次のとおりである。

- 709 (和銅2. 5. 20) 甲斐など5カ国で、連雨のために被害が出る(続日本紀)
- 765 (天平神護1. 6. 1) 甲斐国が飢饉のため賑給が行われる(続日本紀)
- 781 (天応1. 7. 6) 富士山が噴火し、麓に降った灰で木の葉が枯れる(続日本紀)
- 796 (延暦16. 3. 27) 甲斐・下総2カ国が飢饉のため賑給が行われる(日本後紀)
- 800 (延暦19. 3. 14) 富士山が噴火する(日本紀略)
- 802 (延暦21. 1. 8) 富士山の噴火が駿河・甲斐両国より報告、朝廷は両国に鎮謝と読経を命じる(日本紀略)
- 805 (延暦24. 5. 26) 甲斐・越中・石見3カ国が飢饉のため賑給が行われる(日本後紀)
- 864 (貞観6. 5～) 富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める(日本三代実録)
- 937 (承平7. 11) 富士山が噴火し溶岩が湖に流れ込んだことを甲斐国が報告する(日本紀略)
- 1032 (長元5. 12. 16) 富士山が噴火する(日本紀略)
- 1083 (永保3. 2. 28) 富士山の火山活動が記録される(扶桑略記)
- 1295 (永仁3) 大洪水(王代記)
- 1314 (正和3. 2. 13) 大雪(王代記)
- 1447 (文安4. 7. 22) 大風が吹き、竹木枯れる(王代記)
- 1450 (宝徳2) 大疫病起り人民死す(王代記)
- 1451 (宝徳3. 9. 16) 大雪降る(王代記)

- 1460 (寛正 1. 4. 14~7. 14) 大雨、三日と照らず(王代記)
- 1473 (文明 5) 甲州大飢饉で死ぬ者が多い(妙法寺記、王代記)
- 1475 (文明 7. 3) 大水が出る(妙法寺記)
- 1476 (文明 8) 大雨が降り、小児疱瘡にて多く死す(王代記)
- 1479 (文明 9) 疱瘡流行(妙法寺記)
- 1481 (文明 13) 疫病が流行して死人が多い(妙法寺記)
- 1482 (文明 14) 大風が度々吹き、作物に被害。人民びやく死。大水が出る(妙法寺記)
- 1483 (文明 15) 疫病流行(妙法寺記)
- 1486 (文明 18) 4月18日、天下に疫病が起こる(塩山向嶽禅庵小年代記) この年、疫病流行(妙法寺記)
- 1487 (長享 1) 疫病流行。大雨(妙法寺記)
- 1489 (長享 3) 疫病流行(妙法寺記)
- 1489 (延徳 1) 日照り、大風、大雨で作物に被害。飢饉(妙法寺記)
- 1492 (明応 1) 大飢饉。6月2日大雨で在所が流れる(妙法寺記)
- 1493 (明応 2. 6) 国中病気起こる(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1495 (明応 4. 7. 13) 大風が吹き作物に被害。飢饉(妙法寺記)
- 1496 (明応 5. 8. 16) 大水と大風で作物被害(妙法寺記)
- 1498 (明応 7. 8. 8) 大雨風、草木が折れる(王代記)
(明応 7. 8. 28) 大雨と大風、富士北麓地方で土石流、多くの死者が出る。大飢饉(妙法寺記)
- 1499 (明応 8. 1. 2) 正月大風吹く(妙法寺記)
- 1500 (明応 9) 5月18日大風が吹く
- 1501 (明応 10) 土用のうち、夜昼大雨が降り大水が出て作物に被害(妙法寺記)
- 1502 (文亀 2. 8) 大風が吹き作物に被害(妙法寺記)
- 1503 (文亀 3. 8. 30) 霜が降って作物が駄目になる(妙法寺記)
- 1505 (永正 2) 大飢饉(妙法寺記)。天下に疫病多く人民死ぬ(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1508 (永正 5) 大雨により作物に被害(妙法寺記)
- 1510 (永正 7. 12. 25~) 富士北麓に大雪、鹿までが多く死ぬ(妙法寺記)
- 1511 (永正 8) 口痺が流行。大風で被害
(永正 8. 8) 大水が出て作物に被害(妙法寺記)、大風でお宮の後ろの松が倒れる(王代記)
- 1512 (永正 9. 3. 18~19) 富士北麓地方に大雪、通路がことごとく止まる(妙法寺記)
- 1513 (永正 10) 咳病、唐瘡が流行(妙法寺記)
- 1515 (永正 12. 10. 12) 夜より雪と大雨で大地が凍り、大きな被害。飢饉(妙法寺記)
- 1517 (永正 14. 7. 13) 諸国暴雨洪水(高白斎記)
(永正 14. 12. 15~17) 富士北麓に大雪が降り、鳥獣までが死に、通路がふさがる(妙法寺記)
- 1518 (永正 15. 6. 1) 富士山頂に嵐、道者 13 人死亡
(永正 15. 7. 13) 大風が吹き作物に被害
(永正 15. 8. 26) 大霜が降る。作物不作(妙法寺記)。天下飢饉餓死(高白斎記)
- 1519 (永正 16) 飢饉で餓死(妙法寺記)
- 1520 (永正 17. 8. 13~17) 雨が降り作物に被害
(永正 17. 11) 大雪
(永正 17. 12) 雪が 4 尺降る(妙法寺記)
- 1522 (大永 2) 大雨降り、御勅使川・釜無川一つになり、満水で大きな被害(甲州府中聞書)
- 1523 (大永 3) 大飢饉。子供に痘瘡が流行、またイナスリが流行し大概是死ぬ(妙法寺記)
- 1526 (大永 6. 4. 1) 酉刻氷降る(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1527 (大永 7) 春・夏、大疫病が起こる(王代記)

- 1528 (享禄 1) 6 月～8 月、日照り。5 月 16 日に大雨、17 日に洪水となり田畑に大きな被害 (妙法寺記)
- 1530 (享禄 3. 6 始め～盂蘭盆前後) 天下に多く疫癘、貴賤上下人民牛馬鹿畜類とも死ぬ (塩山向嶽禅庵小年代記)。流行病で多く死亡 (妙法寺記)
- 1532 (天文 1) 春から夏、甲斐国国中ことごとく飢饉、人民餓死 (塩山向嶽禅庵小年代記)。子供に疱瘡流行 (妙法寺記)
- 1533 (天文 2. 5～8) 大雨が降り作物に被害 (妙法寺記)
- 1534 (天文 3) 春、餓死多し。疫病流行 (妙法寺記)。春～夏、疫病人多く死す (高白斎記)。6 月 1 日～3 日、富士山に大雪降る (塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1535 (天文 4. 2) 大風が吹き人家に被害。疫病が流行して皆死ぬ (妙法寺記)
- 1536 (天文 5. 1. 14) 夜大風が吹き、人家に被害 (天文 5. 5～7) 雨が降り作物に被害、餓死。疫病流行 (妙法寺記)
- 1537 (天文 6) 疫病流行。餓死。子供に疱瘡流行。10 月 16 日より雪が降り寒いこと限りなし (妙法寺記)
- 1538 (天文 7) 正月 17 日夜、大風。2 月 3 月、大風。大麦に被害。餓死 (妙法寺記)
- 1539 (天文 8. 12. 15) 大風が吹き、大水が出る (妙法寺記)
- 1540 (天文 9) 春・夏、甲斐国大疫人多く死ぬ (高白斎記)。5 月 6 月、大雨が降る。8 月 11 日、大風、大被害、人家で立っているものはまれだった (妙法寺記)。子時から戌時に至る大風で八本杉、門前門外の木が数多吹き折れ、僧堂などが吹き倒される。河原明神社を倒れた大木が打ち散らす (王代記)
- 1541 (天文 10) 春、餓死。8 月 9 月、度々大風が吹き作物に被害 (妙法寺記)
- 1542 (天文 11) 大風が 3 度まで吹く。餓死 (妙法寺記)
- 1544 (天文 13) 餓死者多し。秋、農作物できず (妙法寺記)
- 1545 (天文 14) 正月、度々大風が吹く。2 月 11 日、富士山より雪しろが押し出し吉田で被害 (妙法寺記)
- 1546 (天文 15. 7. 5) 大雨が降り、山崩れ、田畑を押し流し、作物に被害 (天文 15. 7. 15) 大風が吹き作物に被害。餓死 (妙法寺記)
- 1549 (天文 18) 12 月 9 日 甲斐国大雪五尺、竹木が枯れ、禽獣は悉く寒さで死ぬ (塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1550 (天文 19) 6 月より大雨、大水が出る。7 月 8 月、大雨大風、餓死者多し。春、子供に疱瘡流行、多くは死ぬ (妙法寺記)
- 1551 (天文 20) 餓死 (妙法寺記)。晦日から元旦、3 日まで大風 (塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1553 (天文 22. 5～8) 日照り (妙法寺記)
- 1554 (天文 23) 正月～3 月、富士山より雪しろが 11 度出る。病気で死ぬ人が多い。日照り。8 月 13 日、大風が吹き作物に被害。人家はたいてい倒壊 (妙法寺記)
- 1557 (弘治 3. 12) 日照り (妙法寺記)
- 1559 (永禄 2) 正月申の日、富士の雪しろ出水し、田畑、集落を押し流す (永禄 2. 4. 15) 大きな雹が降り農作物に被害 (永禄 2. 12. 7) 大雨が降り雪しろ水が出、被害が出る (妙法寺記)
- 1560 (永禄 3. 2. 20) 大雪が降る。6 月より前は日照り。6 月 13 日～10 月、雨が降り続き農作物が穫れず。この年疫病が流行 (妙法寺記) (永禄 3. 8. 2) これより先、信玄釜無川に臨む竜王の地に大規模な堤防を築造し、これが完成した (保坂達家文書)
- 1561 (永禄 4. 1～2) 大雪で燃料に困る (妙法寺記)
- 1566 (永禄 9) 天下渇水のため死者 (王代記)
- 1572 (永亀 3. 2) 上吉田村 (現富士吉田市)、富士山雪しろ災害を避け、全村が古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う (新地割付帳)
- 1577 (天正 5. 7. 12) 勝頼が洪水のために破損した釜無川の川除普請に必要な竹木を供出

させる(保坂達家文書)

- 1580 (天正 8. 3. 9) 穴山信君が甲斐国山の神村水損について人足百姓役等を免除し川除再興を命じる(三井幸丸家文書)
- 1609 (慶長 14. 8. 16) 巨摩郡大田和村(現中央市)の堤防が決壊し、疫病のため多くの人が死に、残り二人のみという(甲斐国史)
- 1624 (寛永 19. 1. 1) 大雪五尺あまり。前年 10 月より大雪度々降り、麦を植えることができず、蒔いたものも腐る。国中飢饉、これを己午の飢え死にという(甲斐国歴代譜)
- 1642 (寛永 19) 春～夏、冷害凶作で天下飢饉、餓死者が道に満(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1644 (正保 1) 秋、御勅使川が氾濫して水下の村に被害(山梨県水害史)
- 1645 (正保 2) 笛吹川・御勅使川が出水(山梨県水害史)
- 1653 (承応 2. 8. 5) 秋、御勅使川が有野村で決壊、翌年木下 21カ村で普請することが決められ、幕末まで続く(白根町誌)
- 1654 (承応 3) 大雨で諸河川が氾濫する(山梨県水害史)
- 1655 (明暦 1. 8. 10) 大暴風、洪水により家が潰され木が倒される(甲斐国歴代譜)
- 1659 (万治 2. 1. 26) 甲府伊勢町より出火、町々を焼失する大火、これを九蔵火事と呼ぶ(甲州府中聞書)
- 1660 (万治 3. 1. 26) 甲府市伊勢町から出火、20 余町 324 軒を消失し(天正宝永年間記、甲斐国歴代譜)、これより甲府に火消人足の制が定められる(甲府略誌)
(万治 3. 1. 28) 八つ時より夜半まで甲府町中過半を焼く(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1662 (寛文 2. 6. 10) 未刻より申刻迄大氷降り、井尻より室伏の間の作毛草木悉く損ずる(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1664 (寛文 4. 6. 3) 大雨、洪水、釜無川・荒川より檜材木流れる(甲斐国歴代譜)
- 1674 (延宝 2) 朝五つ時より八つ時まで辰巳の大風吹く、国中の家数多吹き損じ、竹木吹き折れる(甲斐国歴代譜)
(延宝 2. 8. 16～17) 釜無川、笛吹川など大洪水、死者、田畑の流失や山崩れもおびただしく、万力差出の水門が破壊(甲陽始末記)
- 1676 (延宝 4. 9) 笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大(山梨県水害史)
- 1681 (天和 1) 去る申年より打ち続き国中飢饉(甲斐国歴代譜)
- 1688 (貞享 5. 8) 釜無川、笛吹川筋や郡内などに大洪水、甲府盆地各所に水没箇所多く大凶作、10月再び大洪水(山梨県水害史)
- 1699 (元禄 12. 8. 15) 大風、諸国大嵐、大杉などが吹き倒れる。甲斐国辰巳の大風、戌の刻より丑の刻まで吹き、民家多数損じ竹木折れ枯れる(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
- 1700 (元禄 13) 甲斐国内大飢饉、米 100 俵につき金 60 から 63 両替、飢民のため甲府の五か寺で施粥する(甲斐国歴代譜)
- 1701 (元禄 14) 大旱渴水、4 月 17 日雨少し降る、5 月少し降る、6 月 19 日、20 日少し降る。国中渴水で分水、田植えができない(甲斐国歴代譜)。7 月 19 日、8 月 18 日、甲州大満水、川欠け数カ所(甲斐国歴代譜)
- 1707 (宝永 4. 11. 23) 未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)。11 月 23 日より 12 月 8 日まで、富士山が焼け出し近国に灰や砂を降らし厚さ丈余となる、あるいは 7 尺 8 尺、灰が降る国は日中も暮れのごとし(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1709 (宝永 6) 富士山焼けること凄まじくして、近辺をはじめ近国まで砂降る。焼け静まりて後富士の峰東の岨に宝永山ができる(甲斐国歴代譜)
- 1713 (正徳 3. 8) 甲斐国に大雨降り満水(甲斐国歴代譜)
- 1723 (享保 7. 12. 9) 甲府城内大久保内蔵介方より出火、本丸以下諸櫓などを全焼、市中に延焼して甲府の大半が全焼し、勤番士の居宅も多数罹災(甲府略史)
- 1731 (享保 16. 5. 15～24) 雨が数日止まず国内各所に洪水が起こり、河口湖は満水のため船を浅間神社の大鳥居につなぐ(山梨県水害史)

- 1757 (宝暦7. 5. 29) 大雨により笛吹川沿岸の堤防が決壊、荒川の三ッ水門も切れて府中片羽町に浸水(甲陽伝記)
- 1770 (明和7) 大干魃、古今にない旱魃(甲斐古今記)
- 1773 (安永2) 春より甲斐国に限らず疫病流行、諸国に空き家出る(甲斐古今記)
- 1784 (天明4) 甲斐国に限らず日本一統疫病流行(甲斐古今記)
- 1802 (享和2. 4. 22) 甲府に大火災が起こり44町1,964軒を焼く、これを機に町年寄の上申によって「火消覚書」が定められ消防組織が整う(甲府略史)
- 1828 (文政11. 6. 29～7. 1) 笛吹川出水して差出の水門を破り、坂下18カ村を剥がして甲府城下までおよぶ(山梨県水害史)、甲府三ッ水門が破れて西青沼、片羽町に浸水(坂田家日記)
- 1885 (明治18. 1) 谷村に大火、百余戸焼失
- 1887 (明治20. 3. 3) 身延村に大火、150棟焼失
- 1888 (明治21. 3. 3) 若神子村に大火、140棟焼失、死傷者3人
- 1892 (明治25. 8) 南巨摩郡下山村に大火、203戸焼失
- 1896 (明治29. 9. 6～12) 台風の大雨により釜無川流域被害甚大、特に御勅使川出水甚だし、死者33人
- 1898 (明治31. 9. 6～8) 県下大水害、死者150人
- 1904 (明治37. 12.) 河口湖増水、湖畔5カ村の耕地ほとんど全滅
- 1907 (明治40. 8. 22～28) 県下大水害、死者233人、家屋全壊・流出5,767戸、浸水家屋15,057戸
- 1910 (明治43. 8. 2～17) 前線と台風による豪雨連日にわたり県下一面大洪水、甲府市を初め盆地南部一帯被害甚大、死者24人
- 1912 (大正1. 9. 22～23) 台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者54人、家屋全壊2,601戸
- 1920 (大正9. 8. 2～6) 台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者18人
- 1922 (大正11. 8. 23～26) 台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者55人
- 1934 (昭和9. 9. 18～21) 室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋507戸、死者13人
- 1935 (昭和10. 9. 21～26) 前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者39人
- 1936 (昭和11. 9. 26～27) 前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者22人
- 1940 (昭和15. 1. 29) 江草村(現北杜市)の民家から出火、27戸を焼き山林に飛び火
- 1940 (昭和15. 5. 19) 猿橋大火
- 1945 (昭和20. 10. 3～11) 前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸、死者、行方不明36人
- 1947 (昭和22. 9. 13～15) カスリン台風来襲、死者16人
- 1951 (昭和26. 3. 6) 富士山麓に大雪しろ発生し、忍野村50年来の大被害
- 1952 (昭和27. 6. 24) ダイナ台風が峡南、峡西地方を荒らす
- 1954 (昭和29. 11. 27～28) 低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者15人
- 1956 (昭和31. 2. 27) 翌日にかけて県下に大雪、甲府で積雪31cm
- 1958 (昭和33. 5. 13) 50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
- 1959 (昭和34. 8. 14) 台風7号により前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
- 1959 (// 9. 26) 台風15号(伊勢湾台風)来襲、死者15人
- 1962 (昭和37. 1. 22) 上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く
- 1966 (昭和41. 7. 22) 甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者1人、全壊半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸

- (〃 9. 25) 台風26号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者175人
- 1973 (昭和48. 4. 2) 昇仙峡で山火事、覚円峰など景勝地を焼く
- 1976 (昭和51. 6. 15) 甲府盆地に降雹、農作物の被害甚大
- 1978 (昭和53. 7. 8) 甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大1時間降水量73mmを記録
この年、明治28年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温30℃以上連続52日、
干ばつ被害32億円
- 1980 (昭和55. 8. 4) 富士山で大落石事故、死者12人
- 1982 (昭和57. 8. 1~3) 台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人
- 1983 (昭和58. 8. 15~) 台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人、河
口湖増水
- 1991 (平成3. 8. 20~21) 台風12号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被
害大、大月市で死者・行方不明8人
(〃 9. 18~19) 秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、
死者・行方不明2人
(〃 9. ~12) 秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富十五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住
家13戸
- 1993 (平成5. 6. ~9.) 長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高800m以上の地域の
水稻に甚大な冷害、被害額約20億円
- 1997 (平成9. 3. 11~15) 勝沼町の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積
374.9ha、被害総額4億7千793万円
- 1998 (平成10. 1. 8~16) 県下に3回にわたり大雪、14日~16日にかけての積雪が、甲府で
49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3人、農業関係を中心に大きな被害発生
被害額約73億19百万円
- 1998 (平成10. 8. 26~31) 停滞前線と台風4号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規
模な被害が発生
被害額・約29億9百万円
- 1998 (平成10. 9. 15~16) 台風5号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者1人、
床上浸水43戸、床下浸水274戸
被害額・約58億4千8百万円
- 2000 (平成12. 9. 11~17) 9月12日9時まで甲府地方気象台観測史上最大の24時間降雨量
294.5mmを記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億1千8百万円
- 2001 (平成13. 1. 25~28) 28日の積雪が山中105cm、甲府38cmなどを記録、平成10年1月に匹
敵する大雪、死者2人
- 2001 (平成13. 9. 8~11) 台風15号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額
62億81百万円
- 2002 (平成14. 7. 10~11) 台風第6号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生。
床上浸水1棟、床下浸水51棟等 被害総額30億72百万円
- 2003 (平成15. 8. 8. ~9) 台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で
被害が発生。河川増水による死者1名、重軽傷者4名、家屋一部破損3棟等被害総額
約10億46百万円
- 2004 (平成16. 10. 8~10) 台風22号の大雨により県中西部で大きな被害発生。住家全壊2棟、
床上浸水1棟等 被害総額19億2千万円
- 2004 (平成16. 10. 20~21) 台風23号の大雨により県下全域で被害発生。河川増水による
軽傷者1名、住家半壊2棟、床上浸水57棟、床下浸水253棟等 被害総額23億4千
万円
- 2011 (平成23. 8. 31~9. 6) 台風12号の大雨により県南部及び東部を中心に被害が発生。軽傷1
名、住家半壊1棟、住家一部損壊4棟、住家床下浸水13棟等。大月市瀬戸の山林におい
て約6ヘクタールの深層崩壊が発生。被害総額約13億2千万円

- 2011(平成23. 9. 19～22)台風15号の大雨により県南部及び東部を中心に被害が発生。住家半壊1棟、住家一部損壊1棟、住家床上浸水40棟・床下浸水70棟等。被害総額約41億1千万円 身延町及び南部町で孤立集落が発生。県消防防災ヘリ「あかふじ」により物資を輸送 JR身延線が南部町地内で線路盛土が崩落、一部区間が代行バスにより運行。翌年3月17日に全線復旧。
- 2014(平成26. 2. 14～15)大雪により、県内全域に被害が発生。県では観測史上最大の積雪(2月15日 9:00現在で甲府市114cm、富士河口湖町143cm)。県内全域で道路が不通、帰宅困難者、孤立地域が多数発生、物流にも影響、死者5人、重軽傷者147人、住家全壊13棟、半壊32棟、一部破損1,799棟、床下浸水5棟等。被害総額約257億4千万円。
- 2017(平成29. 10. 22～23)台風21号の大雨と強風により、県中西部及び東部を中心に被害が発生。住家床上浸水3棟、床下浸水7棟等。被害総額約20億3千万円。
- 2018(平成30. 9. 30～10. 1)台風24号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者2人、住家半壊8棟、一部破損83棟等。被害総額約49億円。
- 2019(令和元. 10. 11～10. 13)台風19号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者1人、住家全壊2棟、半壊3棟、一部破損72棟、床上浸水1棟、床下浸水6棟等。被害総額約95億円。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

1 県の防災組織

(1) 山梨県防災会議

ア 設置の根拠 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

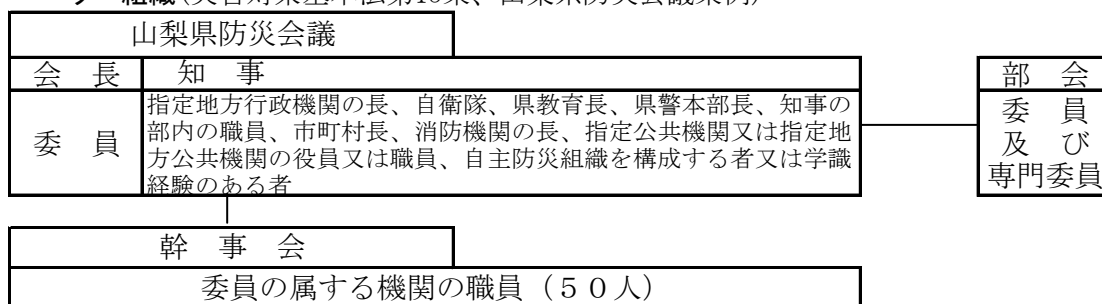
2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

イ 所掌事務

- ① 地域防災計画の作成とその実施推進
- ② 知事の諮問に応じ、県域の防災に関する重要事項の審議
- ③ ②の重要事項に関し、知事に意見を述べること
- ④ 災害復旧に係る市町村及び関係機関との連絡調整
- ⑤ その他法令に基づく権限に属する事務

ウ 組織(災害対策基本法第15条、山梨県防災会議条例)



防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、女性委員の積極的な登用を推進する。

(2) 山梨県災害対策本部(第3章第1節参照)

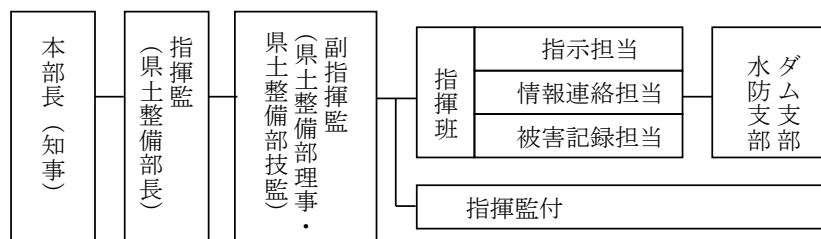
(3) 山梨県水防本部

ア 設置の根拠 水防法 第8条

イ 所掌事務

県内各河川の洪水による水災の警戒と防ぎよ

ウ 組 織



(4) 応急体制の整備

- ・ 県は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。
- ・ 県は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により業務継続性の確保を図る。
- ・ 県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。
- ・ 県は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

2 市町村の防災組織

(1) 市町村防災会議

災害対策基本法第16条に基づき設置する。

(2) 市町村災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

(3) 市町村水防管理団体

水防法第3条に基づき設置する。

(4) 応急体制の整備

- ・ 市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。
- ・ 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

3 防災関係機関の防災組織

本県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

また、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

4 自主防災組織

(1) 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、町内会、自治会等を単位に組織する。

(2) 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。

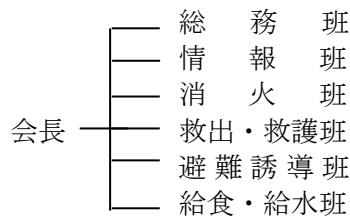
その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。

(3) 組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、地域防災リーダーを中心に平常時から準備、訓練に努めるものとする。

ア 構 成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーには複数の女性が含まれるように女性リーダーの育成を図ることとする。



イ 平常時の活動

(ア) 情報の受伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

(ロ) 火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄

(ハ) 必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議への提案

ウ 災害発生時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示の伝達

(イ) 初期消火等の実施

(ロ) 救出・救護の実施及び協力

(ハ) 集団避難の実施

(ニ) 炊出しや救助物資の配布に対する協力

(ホ) 避難所の運営

(4) 県及び市町村の指導

ア 県と市町村とは連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

イ 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討する

とともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

ウ 市町村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

エ 市町村は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練

1 防災知識の普及・教育

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての国民が災害から自らの命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、講習会、研修会の開催及び防災に関する印刷物等を配布し、防災知識の普及徹底及び教育を図る。

特に県、市町村職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

(2) 住民等に対する防災知識の普及

・災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。

特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

ア 広報紙の活用(ハローページに「レッドページ」の掲載)

イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

ウ 社会教育の場の活用

エ 県立防災安全センターの活用

オ ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布

カ 防災ビデオ等の貸し出し

キ 防災・気象情報のインターネットへの配信

ク ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

・国〔国土交通省、気象庁等〕及び地方公共団体は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

・国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

・国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育

災害予防責任者は、幼児、児童、生徒等に対し災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また市町村（県）は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(4) 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、各種講習会等により防災教育を実施する。

(5) 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

県、市町村及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

(6) 普及内容

ア 防災に対する一般的知識

イ 気象、災害発生原因等に関する知識

ウ 防災計画及びこれに伴う防災体制

エ 災害予防措置

オ 災害危険箇所、適切な避難所、避難路等に関する知識

カ 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

キ 過去の災害に係る教訓

ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(7) 県立防災安全センターによる防災知識の普及

| | | |
|-------------|---------------------------|---|
| 展 示 室 | 地震体験コーナー | 震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー |
| | 地震の恐怖 | 突発地震の際の体験装置 |
| | 燃焼の経過 | アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置 |
| | 消火体験コーナー | 消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー |
| | 情報提供コーナー | 各種防災関係情報を提供するコーナー |
| | 耐震木造家屋建築模型 | 地震に強い家屋、家具取付け方法の模型 |
| | 119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー | 119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー |
| | 亀裂断層発生システム | 直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置 |
| | 地震のメカニズム | プレート理論を学べる装置 |
| | 地球儀 | 世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀 |
| | Q & A | 防災、消防等の知識を試す装置 |
| | 展示品 | 防災関連品 |
| | 視聴覚教室 | 120人収容、ビデオ、映写装置等 |
| | 図書、相談室 | 400冊 |
| 訓練、実習室 | 応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等 | |

(8) 企業防災の促進

・ 企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

・ 市町村（県）、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

・ 企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(9) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 防災訓練の実施

県をはじめとする各防災関係機関は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効

果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

(1) 総合訓練

県は、市町村、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。

また、訓練実施にあたっては、周辺都県との広域的な応援訓練の実施に努める。

ア 実施時期

「防災週間」の間等(地震防災訓練、富士山火山防災訓練等)

イ 実施内容

関係機関と協議により、その都度要綱を定めて実施する。

なお、出来るだけ多くの機関が参加する訓練とする。

ウ 訓練重点、事項

情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、災害警備、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫・給水、応急復旧、炊き出し等

(2) 非常通信訓練

有線通信施設の途絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施する。

ア 参加機関

県、市町村及び関東地方非常通信協議会構成員

イ 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定める。

(3) 避難訓練

学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他消防法第8条により防火管理者の選任義務がある防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努めるものとする。

また、防火管理者の選任義務がない防火対象物の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

なお、学校等(含む保育所、幼保連携型認定こども園)においては、次のことに留意するものとする。

① 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。

② 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

③ 人命、身体の安全の確保を基本とする。

(4) 防疫訓練

ア 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図り、随時防疫演習を行う。

イ 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

(5) 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行うものとする。

ア 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

イ 実施場所

火災のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

ウ 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

(6) 水防訓練

ア 県は、管内水防団体総合の水防訓練を年1回以上行う。

イ 指定水防管理団体は、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

ウ 演習要領は次のとおりとする。

① 県総合水防演習の要領については、別途定める。

② 指定水防管理団体の演習要領は、県総合水防演習に準じ所轄建設事務所水防支部長と協議のうえ水防管理者が定める。

3 防災訓練における通行禁止等

県公安委員会は、県をはじめとする各防災関係機関が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止することができる。

(災害対策基本法第48条第2項)

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 防災施設の整備

(1) 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時における市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点としての役割を果たしており、センター機能の充実強化を図る。

①教育・訓練機能の充実

災害を想定した体験をしながら繰り返し学習することにより、来館者の一人ひとりが防災に対する心構えが解るような教育・訓練のための施設・設備の整備を図る。

②備蓄機能の充実

多様化する災害や広域的な災害への対応力を強化するため、防災資機材や災害救助用物資の備蓄を図る。

(2) 地域県民センター等（地方連絡本部）

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

(3) 土木施設災害対策拠点

災害時の緊急復旧活動及び救援救護活動等を迅速かつ的確に行うとともに近隣都県との相互支援体制を充実するため、各建設事務所管内に防災拠点を整備する。

(拠点機能)

- ① 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点として物資等の搬入、搬出を行う。
- ② 緊急復旧活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート材等の備蓄を行う。
- ③ 緊急輸送道路とのネットワーク化を図る。

(4) 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

(5) 防災活動拠点

災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる防災活動拠点を次のとおり設定し、災害時の利用形態を想定して、必要に応じた防災機能の強化を図る。

| No. | 拠点施設名 | 所在地 | 管理者 | 用途 |
|-----|--------------|--------|-----|-----------------|
| 1 | 小瀬スポーツ公園 | 甲府市 | 県 | 警察、自衛隊、消防、国土交通省 |
| 2 | 富士北麓公園 | 富士吉田市 | 県 | 警察、自衛隊、消防 |
| 3 | 楡形総合公園 | 南アルプス市 | 市 | 自衛隊、消防 |
| 4 | 富士川クラフトパーク | 身延町 | 県 | 警察、自衛隊、消防 |
| 5 | 山梨県立防災安全センター | 中央市 | 県 | 自衛隊、消防 |
| 6 | 緑が丘スポーツ公園 | 甲府市 | 県・市 | 自衛隊、消防 |
| 7 | 笛吹川フルーツ公園 | 山梨市 | 県 | 警察、自衛隊、消防 |
| 8 | 曽根丘陵公園 | 甲府市 | 県 | 自衛隊、消防 |
| 9 | 桂川ウェルネスパーク | 大月市 | 県 | 警察、自衛隊、消防 |
| 10 | 韮崎中央公園 | 韮崎市 | 市 | 警察、自衛隊、消防 |
| 11 | アイメッセ山梨 | 甲府市 | 県 | 物流事業者等 |
| 12 | 防災道の駅富士川 | 富士川町 | 国・市 | 警察、自衛隊、消防、国土交通省 |

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

2 防災資機材の整備

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

| 資機材 | 保管機関 |
|---------------|------------------|
| 水防用備蓄資機材 | 水防管理団体 |
| 救助用資機材及び医薬品 | 各地区医師会、医療機関等 |
| 消防・防災用資機材及び施設 | 県、消防署、消防団 |
| 防疫用資機材 | 保健所、衛生環境研究所、市町村等 |
| 給水用資機材 | 市町村 |
| たん水防除用資機材 | 県、市町村 |
| 災害警備活動用資機材 | 警察本部、各警察署 |
| 災害救助法給与物資 | 契約団体 |
| 備蓄食糧 | 関東農政局（山梨県拠点） |
| ライフライン復旧資材 | 各事業者 |

(2) 点検内容

ア 資機材等

- ・規格ごとの数量の確認
- ・不良品の取替
- ・薬剤等の効果測定
- ・その他

イ 機械類

- ・不良箇所の有無及び故障の整備
- ・不良部品の取替
- ・機能試験の実施
- ・その他

第4節 消防予防計画

1 消防力の充実強化

(1) 自治体消防力等の充実強化

市町村は消防力の充実強化に努めるとともに、県はこれに必要な指導・助言を行う。

ア 自治体消防力の充実強化

(7) 消防組織の充実強化

市町村は消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

更に、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配慮する。

(4) 消防施設等の整備強化

市町村は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努めるものとする。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

(5) 消防職員及び消防団員の教育訓練

市町村は救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、応急手当普及啓発広報車等を活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員の救助訓練、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

イ 地域の自主防災組織の充実強化

(7) 市町村は、自主防災組織の育成強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(4) 市町村は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり災害時には避難、備蓄等の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(7) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図るものとする。

ウ 市町村消防計画の確立

市町村は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- ① 消防力等の整備
- ② 防災のための調査
- ③ 防災教育訓練
- ④ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法
- ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法
- ⑥ その他災害対策に関する事項

を大綱とした市町村消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(2) 広域消防応援体制の確立

ア 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

県、市町村は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結してい

る相互応援協定の内容充実を図る。

イ 県は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2 火災予防対策の指導強化

(1) 建築同意制度の効果的活用

市町村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

(2) 一般家庭に対する指導

市町村は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方を指導するものとする。

また、初期消火活動の重要性を認識させ火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的な参加促進を図るものとする。

(3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため市町村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

イ 市町村は、防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

(4) 予防査察の強化指導

ア 市町村は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行うものとする。

イ 市町村は、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市町村は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、市町村は火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(7) 消防設備士教育

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を習得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努める。

(8) 防火防災思想、知識の普及

県及び市町村は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及を図る。

3 林野火災予防対策

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

県及び市町村は、県民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

(2) 林野所有(管理)者に対する指導

県及び市町村は、林野所有(管理)者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

(3) 林野火災消防計画の確立

市町村は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

ア 防火管理計画

- ・特別警戒区域
- ・特別警戒時期
- ・特別警戒実施要領等

イ 消防計画

- ・消防分担区域
- ・出動計画
- ・防ぎょ鎮圧計画
- ・他市町村等応援計画
- ・資機材整備計画
- ・防災訓練実施計画
- ・啓発運動推進計画等

(4) 自衛消防体制の確立

国、県、恩賜林保護組合等は、相互の連絡を密にするとともに、市町村と連絡をとり、消防計画を策定し、自衛消防体制の確立を図る。

(5) 関係職員の研修指導

県及び市町村は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視指導員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第5節 風水害等予防対策

1 流域治水

気候変動により増大する水災害リスクに備えるため、“あらゆる洪水に対して、人命を守り、資産等の被害軽減・解消”を目標に、流域全体でのハード・ソフト一体となった総合的な防災減災対策である流域治水を推進する。

2 山地の災害予防(林政部)

本県の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。

このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進により、森林のもつ県土保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、引き続き森林環境税等を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。

(1) 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

また、山地災害に関するパンフレットを作成し、住民に配布する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、市町村、施設管理者へ周知すると共に、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

(2) 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

特に荒廢の著しい、野呂川(早川、小武川)の重点流域については、国直轄事業により整備を促進する。

(3) 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的な保全工事を施行する。

(4) 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植・補植・本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

3 河川対策(県土整備部)

(1) 河川改修

本県の河川は、1級河川3水系、601河川、2級河川9河川で総延長2,095.6kmである。

国においては、国土の保全と開発を図り、もって社会経済の進展に即応し、国民生活の安定と向上に資するため、社会資本整備重点計画を策定した。

本県においても、山梨県社会資本整備重点計画を策定し、これに基づき河川改修事業を促進し防災対策に努める。

また、山梨県水防計画における重要水防区域にある河川についても河川改修を進める。

(2) 総合河川情報システムの整備

県土を洪水などの災害から守り、県民が安心して生活できるようにするためには、河川の整備、改修を行い治水の安全度を高めるとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報の収集と、水防管理団体や住民への迅速な連絡が不可欠である。

このため、県内各地の雨量、水位などを自動的に収集・配信できるテレメータシステムにより、もって災害の未然防止及び水防対策の強化に努める。

また、主要河川にCCTVカメラ等を設置し河川監視のよりの確化・効率化を図るとともに、この画像や防災情報を伝達する光ファイバー網の整備を実施し、防災対策の強化に努める。

(3) 浸水想定区域の指定・公表

洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川並びに流域に住宅や避難経路等の防護対象がある中小河川において、水害等により浸水が想定される区域についてその範囲と水深を明らかにし浸水想定区域として指定する。また、指定にあたりその区域及び水深について公表するとともに関係市町村に通知する。

浸水想定区域図は市町村の長が、洪水ハザードマップを作成する際にも活用されるものである。

(4) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に水位情報や洪水予報について、住民への避難指示等の発令基準のひとつとして定める。また、水位情報や洪水予報の伝達方法、避難所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を市町村地域防災計画において定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から

全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、浸水想定区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、市町村は、当該施設名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載するものとする。

市町村は、避難指示、高齢者等避難について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民へ日頃から周知徹底するものとする。

(5) ダムによる洪水調節

洪水調節のため貯留水の放流にあたって、下流域の住民の安全と河川施設等の保全を図るため、関係市町村や防災関係機関との情報伝達体制の整備及び警報局の整備に努める。

また、ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流より一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。

ダムによる洪水調節の現況

| ダム名 | 広瀬ダム | 荒川ダム | 大門ダム | 塩川ダム | 深城ダム | 琴川ダム |
|----------|--|---|---|--|--|---|
| 完成 | 昭和50年3月 | 昭和61年3月 | 昭和63年3月 | 平成10年6月 | 平成17年3月 | 平成20年3月 |
| 計画高水量 | 560m ³ /s | 670m ³ /s | 240m ³ /s | 450m ³ /s | 400m ³ /s | 135m ³ /s |
| 調節量 | 250m ³ /s | 490m ³ /s | 110m ³ /s | 200m ³ /s | 200m ³ /s | 105m ³ /s |
| 放流量 | 310m ³ /s | 180m ³ /s | 130m ³ /s | 250m ³ /s | 200m ³ /s | 30m ³ /s |
| 平常時最高貯水位 | 1,054m | 793.6m | 894.5m | 879.5m | 625.5m | 1,453.5m |
| 洪水時最高水位 | 1,056m | 800.9m | 902.0m | 889.5m | 629.5m | 1,460.0m |
| 一次洪水準備水位 | 1,048m | 783.7m | — | — | 610.5m | — |
| 二次洪水準備水位 | 1,043m | — | — | — | — | — |
| | 上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一次洪水準備水位期間(6月15日～7月31日、10月1日～10月15日)は水位を1,048mまで下げて洪水時最高水位1,056mまでの8m、二次洪水時準備水位期間(8月1日～9月30日)は1,043mまで下げて洪水時最高水位までの13mを利用して洪水調節を行う。 | 上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 洪水期(7月1日～9月30日)は水位を783.7mまで下げて洪水時最高水位までの17.2mを利用して洪水調節を行う。 | 上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年を通して894.5mから902.0mまでの7.5mを利用して洪水調節を行う。 | 上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年を通して879.5mから889.5mまでの10.0mを利用して洪水調節を行う。 | 上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 洪水期(6月1日～9月30日)は水位を610.5mに下げて洪水時最高水位までの19.0mを利用して洪水調節を行う。 | 上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年を通して1,453.5mから1,460.0mまでの6.5mを利用して洪水調節を行う。 |

4 砂防対策（土砂災害対策）（県土整備部）

(1) 土石流対策

本県の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、砂防堰堤、溪流保全工等一連の砂防事業を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策

本県は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による、人的、物的被害が予想され、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適當な場合には、県により擁壁や斜面对策などの崩壊対策事業を実施する。

(3) 地すべり防止対策

県南部の峡南地域では、糸魚川・静岡構造線が走り、急峻な地形と脆弱な地質構造が分布し、県内有数の地すべり地帯を抱えており、排水施設、擁壁、その他の防止施設を整備し地すべり防止事業を実施する。

(4) 雪崩防止対策

豪雪地帯対策特別措置法により指定されている、南アルプス市のうち旧芦安村の区域と南巨摩郡早川町において、雪崩による災害から人命を守るため、必要に応じ雪崩防止工事を実施する。

(5) 危険箇所からの移転の促進

・ 防災のための集団移転促進事業

県及び市町村は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適當でないと思われる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

・ がけ地近接等危険住宅移転事業

県及び市町村は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

(6) 各種規制による災害防止対策

・ 宅地造成対策

県は、「宅地造成規制法」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。

・ 盛土対策

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

・ ゴルフ場等造成対策（林政部）

県は、「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」に基づき、造成事業を規制し災害を防止する。

・ 土石採取対策（林政部）

県は、「山梨県岩石採取計画許可事務取扱要綱」「山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱」「山梨県土採取規制条例」に基づき、土石の採取について必要な規制

を行い、採取に伴う土砂等の崩壊及び流出並びに粉塵等による災害を防止する。

5 土砂災害警戒区域等における対策（県土整備部）

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

(1) 基礎調査

県は、土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の発生するおそれのある土地の地形、地質、降水、土地利用状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行うとともに、土砂災害防止法に定められた必要な施策を講ずる。（資料編Ⅱに「4 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表」を掲載）。県はホームページ等を通じて警戒区域の周知や土砂災害に対する危険性について、防災意識、知識の普及を図る。

(3) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の支援を行い、警戒避難体制の整備を定めるものとする。

なお、市町村長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(4) 土砂災害警戒情報

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用することを目的とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。（発表の対象地域、基準、伝達方法等は、「第3章 第2節 災害関係情報等の受伝達」を参照）

ウ 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

エ 土砂災害警戒情報の補足情報

県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開する。

オ 土砂災害警戒情報の伝達

甲府地方気象台は、防災危機管理課をはじめ日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝

達する。

防災危機管理課は、緊急防災ネットワークの一斉FAXを活用し、県建設事務所及び支所、市町村、各消防本部、県庁各課等に伝達する。

砂防課は、土砂災害警戒情報システムで、補足情報をインターネット公開する。

カ 土砂災害警戒情報に係る市町村の対応、取り組み

市町村は、情報を受けたとき、直ちに地域の住民、自主防災組織及びその他関係機関へ適切に伝達する。

キ 市町村地域防災計画

市町村は、市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について、住民への避難指示等の発令基準のひとつとして定める。避難指示等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断し発令する。

ク 住民の避難誘導體制

市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(5) 緊急調査（地すべり）

県は、大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断が行えるよう、緊急調査を行い、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町村に通知するとともに、一般に周知する。

6 農地災害予防対策（農政部）

農業用施設の管理者である市町村及び土地改良区は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとるものとする。

特に、次の事項については万全を期すものとする。

- ① ため池等については、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておく
- ② たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。
- ③ 地すべり指定地域又は地すべり及び土砂崩壊の発生が予想される地域について、被害が人命や家屋におよぶおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、自記伸縮計を活用して警戒避難体制をとる。
本県における災害予防対策の推進方針等については次のとおりである。

(1) 農業用ため池の防災・減災対策

本県では、ため池等整備事業などの農村地域防災減災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、「防災重点農業用ため池」に選定するとともに、公表している。

今後は、この「防災重点農業用ため池」を中心として、耐震や豪雨等に対して必要な機能を有していないため池や老朽化した施設については、関係市町村等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨時の洪水対策に取り組むこととしている。

また、ため池が決壊した場合の浸水想定地域等を示した「ハザードマップ」や「緊急

連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、ため池管理者への指導や豪雨後・災害時の点検等を行う体制の構築等、保全管理体制の強化を推進する。

(2) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場等の排水施設の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。

(3) 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。

(4) 農業集落排水施設の老朽化対策の推進

農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、機能維持に向けた取組に努めるため、機能診断結果をもとに、適正な時期に必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。

(5) 基幹農道の整備

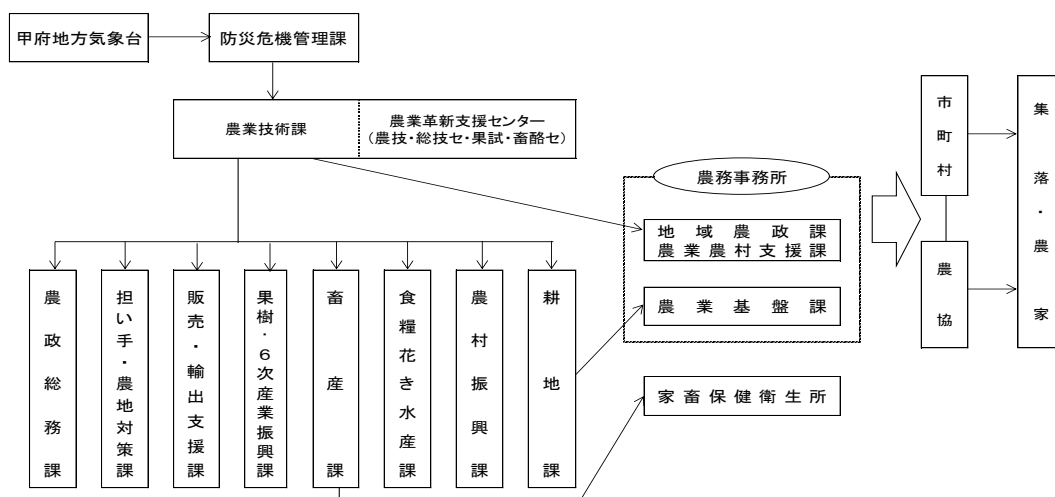
基幹農道は農産物の生産や流通の向上を主な目的としている。一方、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。

7 農作物災害予防対策(農政部)

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期すること、凍霜害については、発生危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間(おおむね3月下旬～5月下旬)を設け、別途定める予防対策要領により、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

○ 勤務時間外における気象情報伝達網



8 下水道施設の風水害等予防対策

- (1) **下水道施設の安全性及び代替性の確保**
 - ・止水板、耐水扉等のハード面の耐水対策
 - ・受変電設備の高所移設
 - ・管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化
 - ・施設被災時の最低限の揚水、水処理機能の確保
 - ・仮設ポンプや吸引排水ポンプ車の手配のための連絡体制を確保
- (2) **重要なデータのバックアップ**
 - ・施設台帳や点検調査修繕等の履歴の電子化
- (3) **情報の収集・連絡体制の整備**
 - ・情報の収集・連絡体制に関するマニュアル作成と訓練
 - ・情報収集及び非常態勢を早期に確立するための遠隔監視・操作機能の有効活用
- (4) **通信手段及び非常電源の確保**
 - ・専用回線による通信機能確保
 - ・停電時の72時間稼働可能な非常用電源の確保
- (5) **防災資機材の整備**
 - ・過搬式ポンプ、発電機の確保
 - ・消毒資機材の確保
 - ・仮設沈殿池の用地確保
- (6) **職員の体制**
 - ・緊急連絡体制の整備
 - ・家族も含めた安否確認
 - ・交通途絶時等の出勤体制の確立
- (7) **下水道関係機関相互の応援受援体制**
 - ・市町村、下水道公社、県との応援受援体制の確立
 - ・他都縣市との応援受援体制の確立
- (8) **下水道防災拠点の確保**
 - ・流域下水道事務所のサブ防災拠点化
 - ・浸水しない富士北麓、桂川流域を中心に下水処理場、ポンプ場を利移用した防災拠点の確保
- (9) **応急復旧活動**
 - ・ソフト面の耐水対策（土のう設置、止水板設置）
 - ・二次災害発生のおそれや、重大な機能障害への対応（溢水した下水を強力吸引車（バキューム車など）により排水処理、塩素減菌により消毒処理放流、マンホールトイレ設置）
- (10) **被災地のし尿の受け入れの連携**
 - ・被災施設と健全下水処施設との連携
- (11) **業務継続性の確保**
 - ・BCPマニュアルの策定と訓練

第6節 雪害予防対策

平成26年2月14日の大雪により、本県では観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生、県内全域の各ライフラインに大きな影響を及ぼした。

本県は豪雪地帯ではないが、昨今の気象状況を考慮すれば、このような豪雪に再度見舞われる可能性がある。

こうした豪雪においても、県民生活の安心・安全を確保し、円滑な経済活動等が確保さ

れるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、または、被害の軽減を図るため、関係機関は、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施するものとする。

1 雪害予防体制の整備

(1) 県の活動体制

県は、雪害に関する情報の収集等、関係機関相互の連絡調整及び情報交換、要配慮者の支援その他の雪害予防対策を行う。このため、部局内の協力体制及び緊急連絡体制を確立するものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。

市町村は、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

2 雪害安全対策

(1) 公共施設の安全確保

ア 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

イ 施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じる。

(2) 住民の安全対策

県及び市町村は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

3 ライフライン関係

ライフライン管理者については、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、県、市町村と連携して、対策を進めていく。

4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じ雪崩防止工事を実施する。また、県民に対し、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所の周知を図る。

5 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、県及び市町村は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

6 広報活動

県、市町村等防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努めるものとする。

また、県及び市町村は、県民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。また、道路交通に関しては、集中的な大雪が予測される場合において、

不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

7 農業関係雪害予防対策

(1) 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害を回避又は、最小限に食い止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性など、気象災害に強い施設や栽培技術の普及など、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設等の強化対策、保全対策については、「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策」の活用を図ること

ア 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ① 伝達システムの構築
- ② 気象観測網の充実
- ③ 気象災害の被害予測の確立
- ④ 被害ほ場の追跡調査

イ 気象に強い施設の普及

- ① 農業用施設の安全構築
- ② 既存施設の点検及び補強の促進

ウ 気象災害に強い栽培・技術管理

- ① 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

エ 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- ① 共同作業、救援システムづくりの推進
- ② 地域農業ボランティアの育成

オ 農業共済制度への加入促進

- ① 農業共済制度への加入促進活動への支援

第7節 建築物災害予防対策

1 不燃建築物の建設促進対策

県及び市町村は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。

- (1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。

ア 地域指定の状況

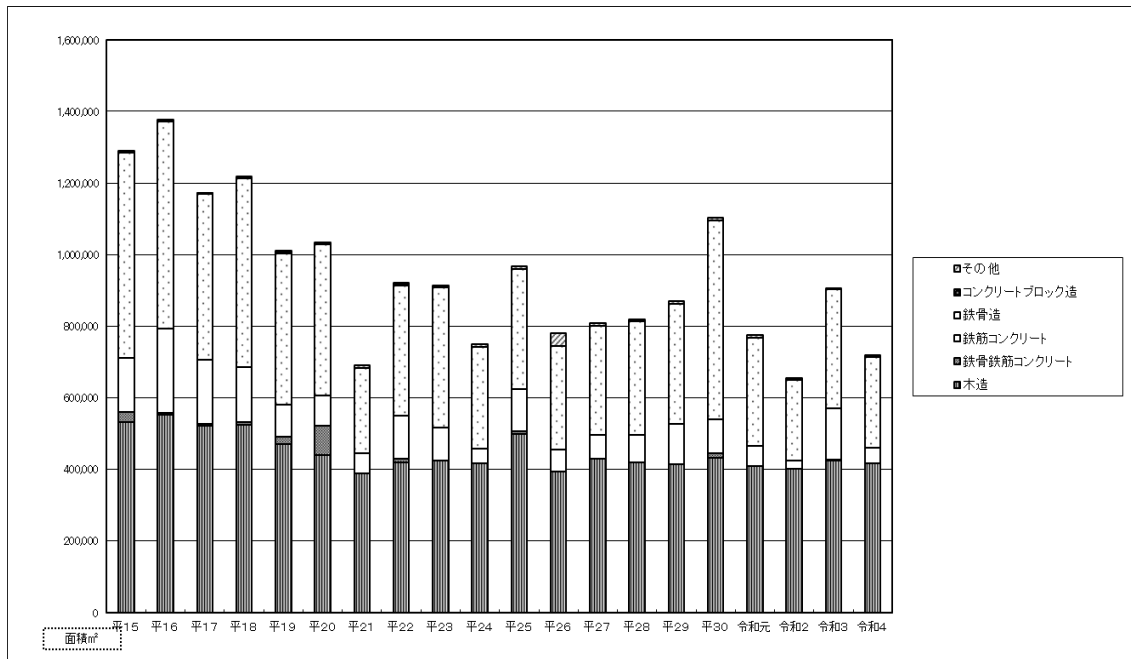
| | 防火地域 | 準防火地域 | 建築基準法第22条の指定地域 |
|-------|--------|---------|----------------|
| 甲府市 | 59.0ha | 198.0ha | 1797ha |
| 富士吉田市 | | 42.0 | 577 |
| 甲州市 | | 10.0 | 850 |
| 都留市 | | 23.0 | 326 |
| 山梨市 | | 8.3 | 172 |
| 大月市 | 2.6 | | |
| 韮崎市 | | 42.0 | |
| 甲斐市 | | 2.8 | 802 |
| 富士川町 | | | 68 |
| 身延町 | | | 900 |
| 上野原市 | | 10.2 | 90 |
| 市川三郷町 | | | 120 |

イ 建築物の建築状況

建築物の構造別面積

県下の平成15年度から令和4年度までの着工建築物の構造面積は次のとおり

である。



2 都市再開発計画

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。

なお、大月市においては、市中心部国道20号沿いの2.13haについて、市街地の災害防止のため、旧防災建築街区の指定を受け、防災建築街区造成事業を行った。

また、甲府市において、中央4E地区・国母南地区・甲府紅梅地区・中央一丁目地区の市街地再開発事業又は優良建築物等整備事業を行った。

3 公共施設災害予防計画

(1) 老朽建物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

イ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

(2) 県有建物の現況

ア 県有建物所管別一覧表

(令和4年3月31日現在)

| 区分 | 木造 | | 非木造 | |
|-------------|-----|-------|-----|-----------|
| | 箇所数 | 面積(㎡) | 箇所数 | 面積(㎡) |
| 感染症対策センター | 0 | 0.00 | 6 | 1,184.30 |
| 知事政策局 | 0 | 0.00 | 10 | 3,676.43 |
| スポーツ振興局 | 0 | 0.00 | 17 | 3,748.18 |
| 県民生活部 | 0 | 0.00 | 34 | 29,870.31 |
| 男女共同参画・共生社会 | 0 | 0.00 | 6 | 7,587.19 |

| | | | | |
|-----------|-----|-----------|-------|--------------|
| 推進統括官 | | | | |
| リニア未来創造局 | 0 | 0.00 | 3 | 2,578.40 |
| 総務部 | 3 | 49.76 | 128 | 87,552.60 |
| 防災局 | 0 | 0.00 | 24 | 10,499.74 |
| 福祉保健部 | 5 | 185.77 | 101 | 56,785.28 |
| 子育て支援局 | 3 | 286.39 | 29 | 9,484.64 |
| 林政部 | 79 | 7,982.95 | 53 | 8,974.42 |
| 環境・エネルギー部 | 1 | 15.30 | 25 | 7,975.14 |
| 産業労働部 | 4 | 33.55 | 96 | 53,864.06 |
| 観光文化部 | 15 | 412.54 | 39 | 62,643.19 |
| 農政部 | 7 | 655.24 | 315 | 70,967.04 |
| 県土整備部 | 32 | 4,269.68 | 1,210 | 671,756.54 |
| 企業局 | 17 | 2,110.66 | 69 | 21,146.39 |
| 教育委員会 | 27 | 5,954.28 | 1,046 | 608,114.82 |
| 警察本部 | 23 | 2,058.03 | 745 | 112,927.38 |
| 総計 | 216 | 24,014.15 | 3,956 | 1,831,336.05 |

※ 箇所数は一建築物を一箇所とした数値。なお、同一建築物内に木造、非木造がある場合は、各々木造1、非木造1として扱った。

イ 今後の方針

- ・不特定多数の人の用に供する特殊建築物等の不燃化の推進を図る。
- ・公営住宅の不燃化及び既設木造公営住宅の耐火構造への建替等の指導を行う。
- ・建築物の建設資金融資制度の活用については、不燃化を図るよう関係者への指導を強化する。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

- ア 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- イ 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- ウ 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- エ 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第8節 文化財災害予防対策

1 文化財所有者の管理責任等について

(1) 山梨県文化財保護条例に定める所有者の管理義務等について

- 山梨県文化財保護条例において、県指定文化財の所有者、管理責任者による文化財の管理を義務づけるとともに、所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難があった場合は、知事に届け出るものとしている。
- 県指定文化財の修理は、所有者（管理団体がある場合は管理団体）が行うものとし、その管理又は修理に多額の経費を要する場合、知事は、その一部に充てるため補助金を交付することができるものとしている。

(2) 文化財保護法に定める所有者の管理義務等について

- 文化財保護法において、国指定文化財の所有者、管理責任者または管理団体による文化財の管理を義務づけるとともに、所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難があった場合は、文化庁長官に届け出るものとしている。
- 国指定文化財の修理は、所有者（管理団体がある場合は管理団体）が行うものとし、その管理又は修理に多額の経費を要する場合、政府は、その一部に充てるため補助金を交付することができるものとしている。

2 山梨県文化財保存活用大綱における文化財の災害予防対策

県では、文化財の災害に備えると共に被災時の損傷を最小限に留めるため、令和元年度に文化財保護法に基づき策定した山梨県文化財保存活用大綱に、文化財の防災及び災害発生時の対応について方針を定めている。

(1) 災害に備えた平時からの普及啓発

- ① 普及啓発活動や防犯・防災対策の取り組みの促進
 - 「文化財防火デー」（1月26日）に合わせて、県内の各所において防災訓練や防火設備点検の実施等、防災に係る周知や普及啓発活動を促進する。
 - 文化財所有者や管理責任者が、防犯や防災に関して日頃留意すべき事項や、実際に災害が発生したときに取るべき一般的な対応を周知するマニュアルなどの作成や充足に努め、普及啓発と防犯・防災のための自主的な取り組みを促進する。
- ② 文化財の現況の把握と防災スキルの向上
 - 平時における活動として、県は市町村と協力し、域内文化財の管理状況等の現況把握や、救済活動の際に資する研修会や技能講習会の実施に努める。
- ③ 文化財防災ネットワークの設置・運用
 - 災害発生時に緊急的なレスキュー活動等を円滑に行うため、県が主体となって、大学等の協力を得るなか、県立博物館と県内博物館施設、市町村等による文化財に関する山梨県内での防災ネットワークを構築する。
 - 国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進事業」との連携を図り、防災発生時対応の体制強化に取り組む。
 - 県は、文化財防災ネットワークの事務局として、各種活動のコーディネートや広域連携に関する調整を行う。

(2) 被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取り組み

- ① 文化財被災状況の収集、共有化
 - 文化財の被災に対する情報をいち早く共有化し、適切な対処に繋げる必要があることから、引き続き県と市町村が連携し、文化庁と密に情報共有を図る。
 - 防災及び災害発生時の対応を強化するため、文化財の防災ネットワークによる災害発生時における県と市町村、文化財所有者や管理責任者が連携した文化財被災状況の収集、共有化を図る。
- ② 被災時の対応
 - 文化財が被災した場合は、文化財保護指導委員などの協力を得るなか、県は市町村、文化財所有者や管理責任者等と連携し、できるだけ速やかに状況を把握し情報の共有化を図るとともに、適切な危険回避の措置を講じる。
 - 文化財の性状や被災の程度に応じた応急の手当について、県は、必要に応じて県文化財保護審議委員や国立文化財機構などによる助言や対応の依頼を求め、被害を最小限度にとどめるとともに、被災した文化財の復旧への取り組みが速やかに着手されるよう努める。

- 大規模災害が起きた場合には、優先すべき行動の後、可能な限り速やかに文化財等の被災情報を収集、集約し、そして情報提供を行うなど、県、関係市町村等の間で情報の共有に努める。
- 被災した市町村へは、必要とする支援内容の確認を行ったうえで、県の職員の派遣や文化財保護審議委員への対応依頼、国立文化財機構へのレスキュー要請など、人材派遣に関して調整を行う。さらに被災文化財等の一時保管場所が必要な場合は、その確保のための調整を行う。

第9節 原子力災害予防対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも本県の地域は含まれていない。本県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、本県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改正を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改正改定を受け見直しを行なう必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア・イは、実用発電用原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action planning Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km圏内)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(概ね半径30km圏内)

本節及び第3章第7節における用語の意義は次のとおりとする。

・「原子力災害」…原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。

・「原子力緊急事態」…原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が

1 本県に隣接する原子力事業所

本県の隣接県である静岡県には、中部電力(株)浜岡原子力発電所が所在する。

異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。

・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。

・「原子力事業者」…原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。

・「原子力事業所」…原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

県は、国、市町村、中部電力(株)浜岡原子力発電所が所在する静岡県、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

(1) 国、静岡県等との連携

県は、原子力災害に対して万全を期すため、平時から、国及び静岡県との連携を密にし、国との連絡体制を確保するとともに、市町村、静岡県、原子力事業所、その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 情報収集体制

県は、情報収集活動を行うため、静岡県及び防災関係機関等と協力し、必要に応じて、衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報収集体制の整備に努める。

(3) 専門機関との連携

県は、原子力防災に関する専門機関との連携を密にし、平時における本県の原子力防災に関する助言、緊急時における県の活動への助言が受けられるように努める。

3 モニタリング体制等の整備

(1) 平時におけるモニタリングの実施

県は、平時から、大気中の環境放射線モニタリングを実施し、県内の環境に対する影響を評価するとともに、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

なお、県は、県内市町村等の要望に応じて、可搬型測定機器等の貸し出しを行う。

(2) モニタリング機器の整備

県は、平時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等のモニタリング機器を整備する。

(3) モニタリング要員の確保

県は、平常時モニタリングの強化を迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。

4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

県及び市町村は、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

| | | | | | |
|---------|---------------|-----------|----------|--------|----------|
| 事業所名 | 浜岡原子力発電所 | | | | |
| 事業者名 | 中部電力株式会社 | | | | |
| 所在地 | 静岡県御前崎市佐倉5561 | | | | |
| 設置番号 | 1号機 | 2号機 | 3号機 | 4号機 | 5号機 |
| 運転状況 | 廃止措置中 | | 施設定期検査中 | | |
| 営業運転開始日 | S51.3.17 | S53.11.29 | S62.6.28 | H5.9.3 | H17.1.18 |
| 運転終了日 | H21.1.30 | | — | — | — |

5 防災業務職員に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、市町村、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

第10節 特殊災害予防対策

1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

(1) 災害予防体制

関東東北産業保安監督部、県、市町村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかわる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(2) 保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、市町村及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施するものとする。

- ア 各種の講習会及び研修会の開催
- イ 災害予防週間等の設定
- ウ 防災訓練の徹底

(3) 関東東北産業保安監督部、県及び市町村は各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう規制及び指導を行うものとする。

- ア 製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- イ 関係行政機関との緊密な連携
- ウ 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

(4) 防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- ア 取扱責任者の選任
- イ 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- ウ 自衛消防組織の整備
- エ 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

(5) 市町村消防体制の整備

市町村は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図るものとする。

2 ガス事業施設の災害予防対策

- (1) ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- ア ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
 - イ ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
 - ウ 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結。
ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い
 - エ 一般ガス導管事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
 - オ 高中圧ガス導管については、緊急、遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
 - カ 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
 - キ 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
 - ク ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練
- (2) ガス小売事業（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。
- ア ガス施設については、ガス事業法による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施
 - イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
 - ウ 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
 - エ ガス使用者に対して震災時の知識普及
 - オ 地震防災に係る訓練の実施
- (3) 県及び市町村は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。
- ア 災害予防の知識の啓発
 - イ 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
 - ウ ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は指示

第 1 1 節 情報通信システムの整備

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 1 9 年法律第 6 3 号）第 2 条第 1 項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

1 県防災行政無線システムの整備

県は、有線通信が途絶した場合でも県本部、地方連絡本部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他の防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため防災行政無線システム及び可搬型衛星地球局を整備するとともに、その機能の拡充と信頼性の向上に努める。

2 映像情報システムの整備

災害発生時の初動対応を迅速・的確に行うために、県庁及び各合同庁舎に設置した高所カメラや、ヘリコプター等からの映像を受信、視聴、録画する機能を持つシステムを運用する。

3 総合防災情報システムの整備

コンピュータを用いて市町村などが簡易な入力により被害情報や各種要請を報告できる機能、各種要請情報等を自動収集・集約する機能、被災状況等を地図上へ表示する機能、また、市町村、県、国が収集した機能を集約して県民や関係機関に速やかに提供できる機能をもつ総合防災情報システムの運用及び習熟に努める。

4 震度情報ネットワークシステムの整備

県内64カ所に設置した計測震度計の地震情報を気象台へ伝送することで報道各社を通じて広く県民に知らせる。

また、地域衛星通信ネットワークを活用することにより、震度情報を瞬時に市町村等へ伝達する。

5 消防防災ヘリコプター・テレビ電送システムの整備

災害発生時の広範囲にわたる被害情報を迅速・的確に把握し、災害初動時の効果的な応急対策、救護体制の確保を図るため、消防防災ヘリコプター「あかふじ」から送信されたテレビ電送システムの機能の維持と向上に努める。

6 市町村防災行政無線システムの整備

市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、防災行政無線システム(同報無線、移動無線、戸別受信機等)及び衛星携帯電話を含めた多様な手段の整備を図るとともに、避難所等と結ぶ通信網の整備・拡充と、その運用の習熟に努めるものとする。

7 緊急防災ネットワークの整備

各種気象情報を受信する「防災情報提供システム」の習熟に努める。

8 土砂災害警戒情報システムの整備

甲府地方気象台と山梨県県土整備部砂防課が共同で発表する土砂災害警戒情報と補足情報(1kmメッシュの地図情報)などを提供する。

9 放送局用電送システムの整備

災害時に放送機関の協力を得て、災害情報を迅速かつ的確に県民に伝達するため、テレビ局及びラジオ用の中継設備の整備・充実を図る。

10 非常通信体制の整備

防災関係機関は、局地災害に対し、相互の連絡を密にし、応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、県の一部、市町村等及び警察本部等で整備している防災相互通信用無線を整備するよう努めるものとする。また、関東地方非常通信協議会を通じて構成員の属する無線局を利用することにより、非常通信の確保に努めるものとする。

11 災害情報収集公開システムの整備

県は、総合防災情報システムで収集した災害の発生箇所や規模、被害の状況などの災害情報を迅速に収集し、必要な情報を県民にインターネット、ツイッター、緊急速報メールなどで公開する仕組みを確保する。

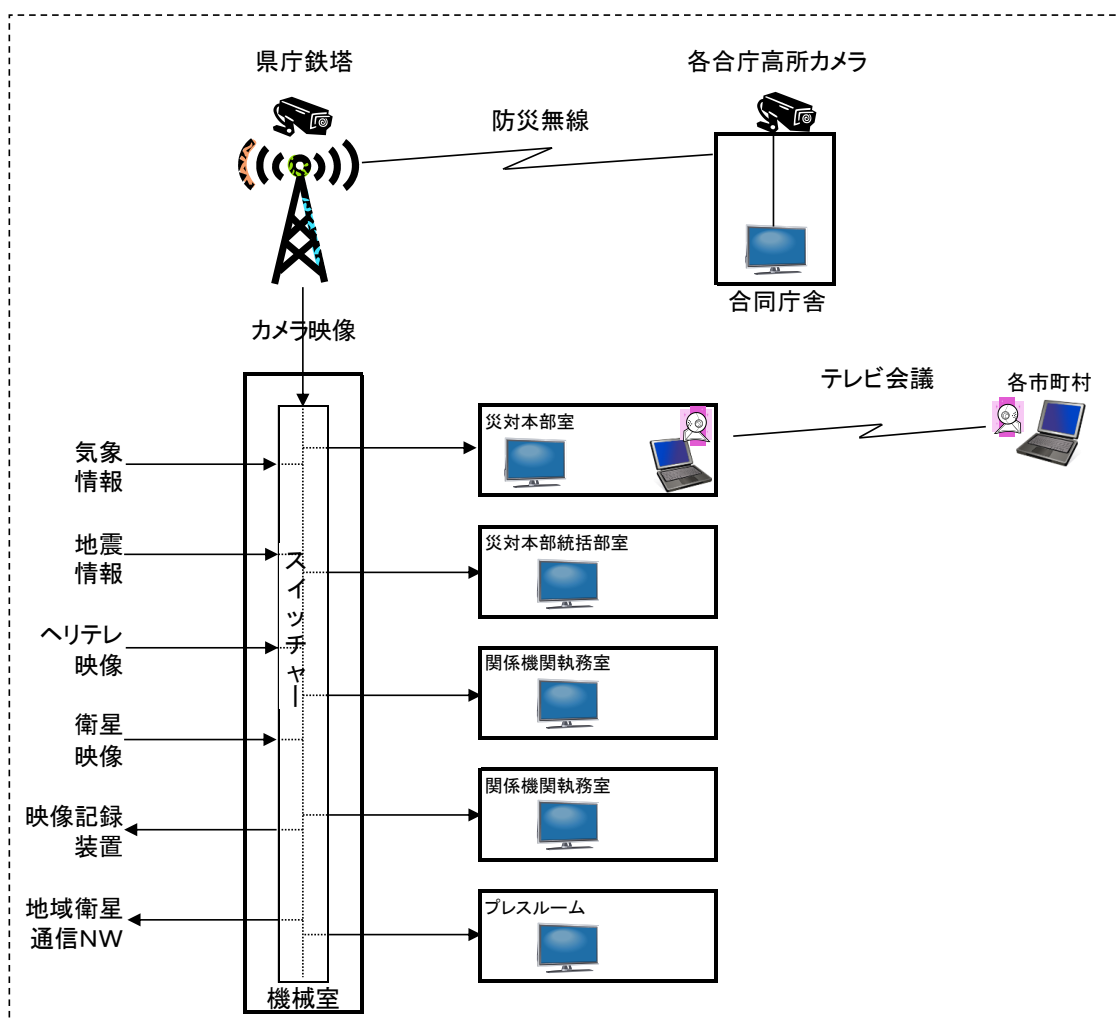
1.2 災害情報メール配信システムの活用

県は、気象庁の発表する警報・注意報や土砂災害警戒情報などを、電子メールにより県民に配信するシステムの利用を促進する。

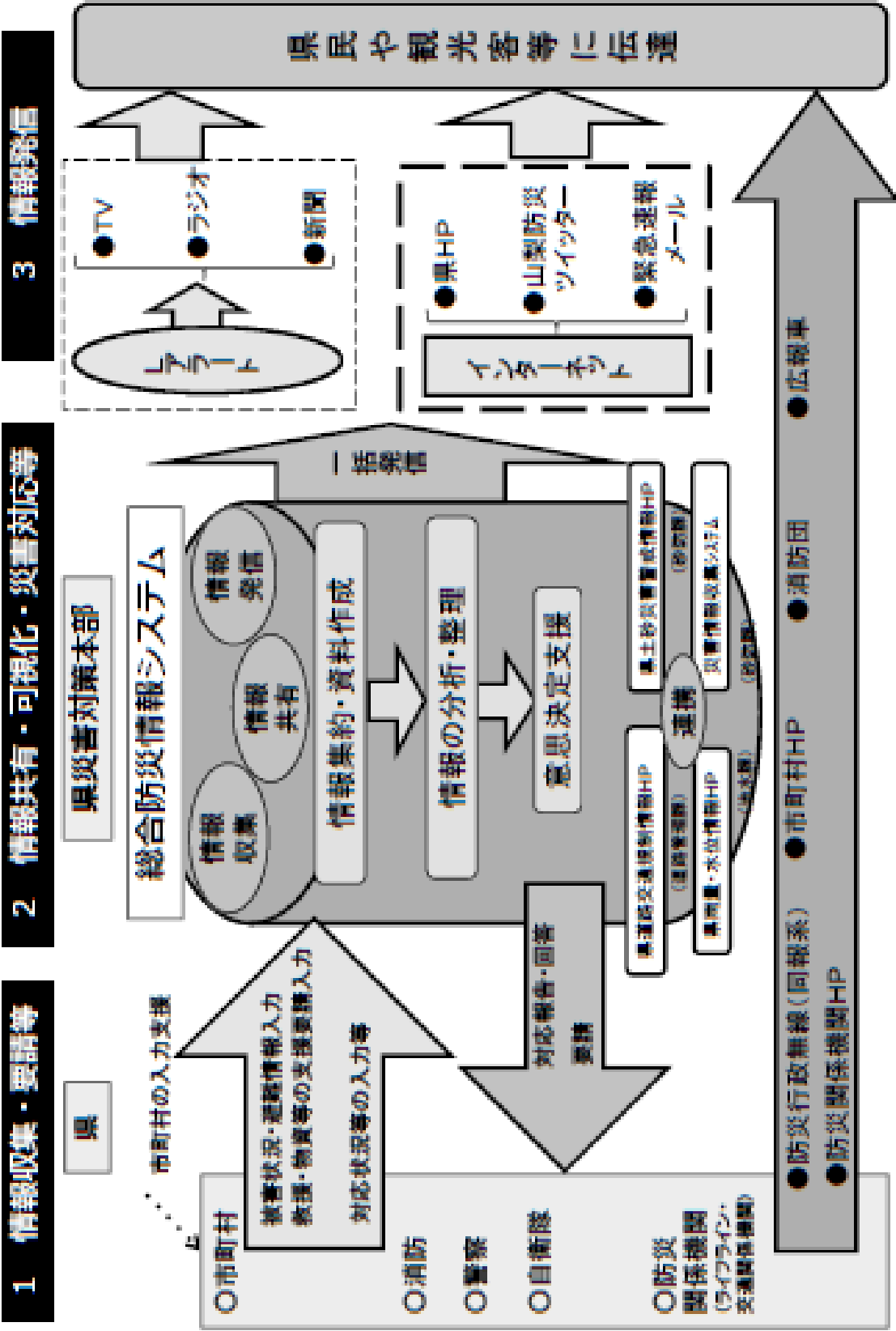
1.3 非常通信体制の整備（医療活動関係）

県は、災害時の広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

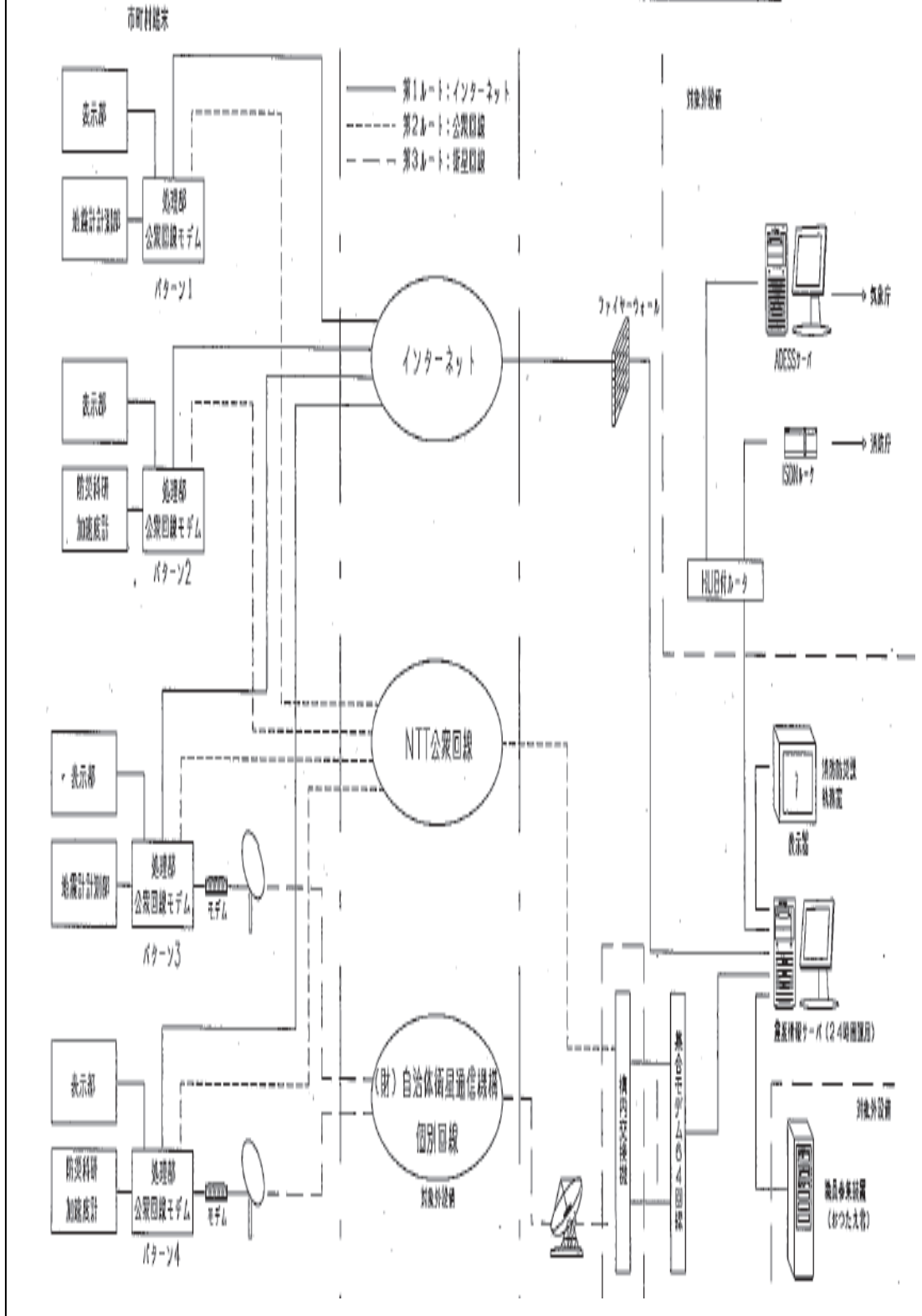
映像情報システム構成図



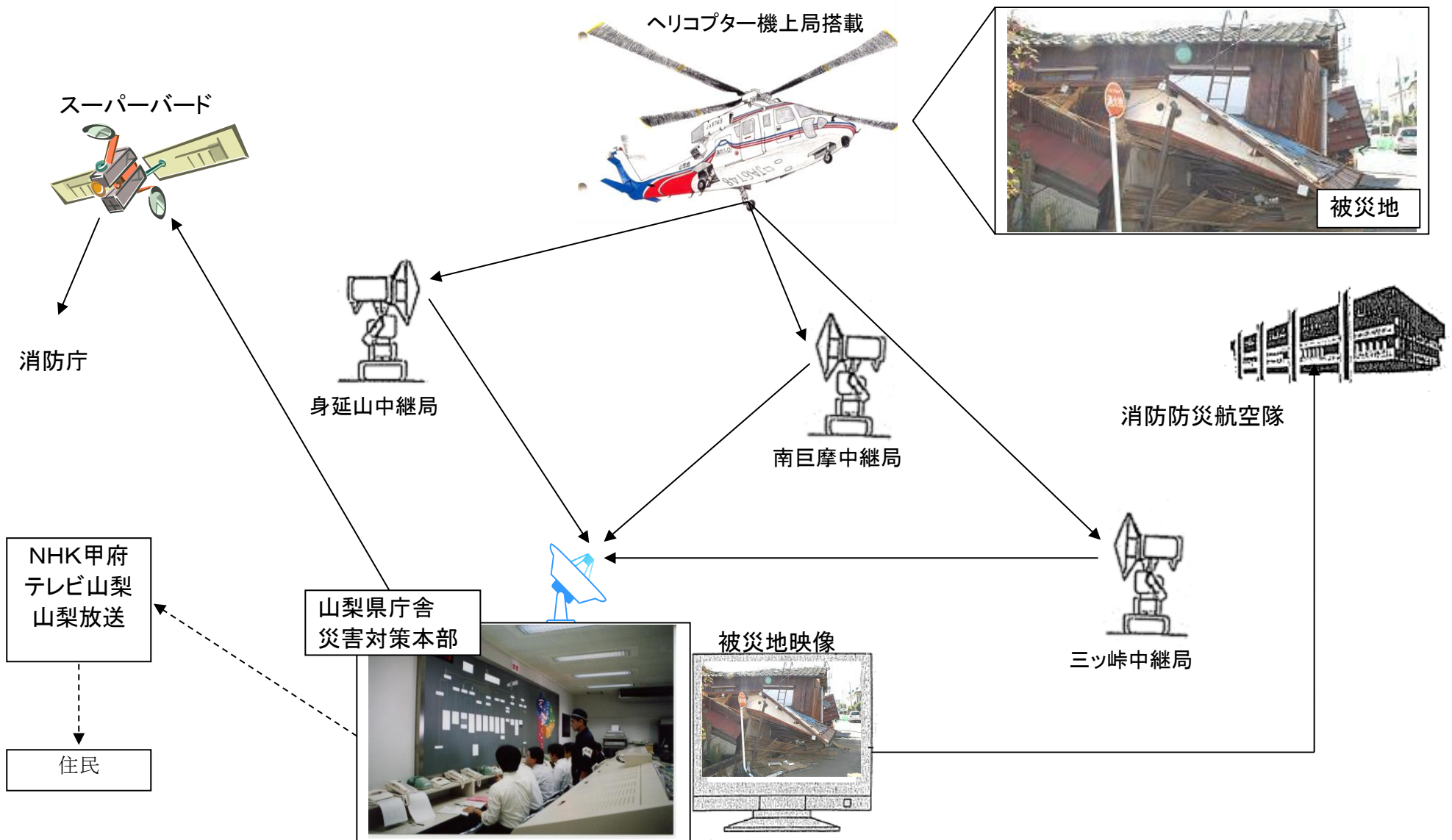
総合防災情報システムの概要



震度情報ネットワークシステム全体システム構成



山梨県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム概念図



第12節 要配慮者対策の推進

災害時において、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

なお、国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂版）等に基づき、市町村は、災害時要援護者対策を推進してきたところであるが、平成25年6月に改正された災害対策基本法により、従来の要援護者又は災害時要援護者は、要配慮者、避難行動要支援者へと変更された。

本計画では、これらの表記を変更するが、市町村が現在使用している災害時要援護者等の表記については、災害対策基本法における避難行動要支援者等の定義と同様であれば、敢えて変更する必要はない。

1 高齢者・障害者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定版）」等に基づき、市町村は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

(1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

ア 福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。

イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。

ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

エ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

ア 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有するものとする。

この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修を行う等の措置を講ずるものとする。

なお、市町村は、市町村防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。

なお、市町村は、市町村地域防災計画に基づき、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等

を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

エ 健全者に先駆けて、南海トラフ地震に関連する情報、市町村長の判断で出す「高齢者等避難」発表時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。

オ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

キ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ク 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ケ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

コ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

サ 県、市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

シ 県、市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

ア 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

イ 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

ウ 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

エ 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。

オ 地域のニーズに応じた必要数の充足に努めることとする。

(4) 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市町村は、救助の必要な一人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

(5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市町村は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、障害者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図るものとする。

(6) 避難所における対応

市町村は、第3章第11節に規定する指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(7) 被災者への情報伝達活動

市町村は、被災者のニーズを把握し、被害及び二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関からの情報、交通規制など被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

(8) 応急仮設住宅

市町村は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

2 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策

(1) 外国人の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。

ア 防災訓練の実施

イ 外国人への災害時対応マニュアルの整備

ウ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

(2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県立国際交流・多文化共生センター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。

ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理

イ 外国語での情報の提供

ウ 市町村等からの要請への対応

エ 外国人との連携

第13節 防災拠点整備基本構想

県は、令和5年5月に見直しを行った「防災拠点整備基本構想」に基づき、防災拠点の機能強化に努めるものとする。

第14節 災害ボランティア支援体制の整備

- 1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な防災対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。
- 2 県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。
- 3 県は、土砂災害に特化した組織である、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、土砂災害警戒区域の点検を行い、災害対策を推進する。